

Web 会議システムを利用した精華町入札監視委員会への出席について

精華町入札監視委員会への出席は、一会場に全委員が参集して開催することを原則としますが、会場に参集できない事情がある場合は、Web 会議システムを利用した出席も可能とすることとします。

Web 会議システムを利用した出席を可能とすることによる精華町入札監視委員会設置条例（令和 2 年 3 月 26 日条例第 9 号）第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定を次のとおり運用します。

- 1 Web 会議システムによる出席は、精華町入札監視委員会設置条例第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する出席に含めるものとします。
- 2 Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも出席に含めるものとしますが、映像のみならず音声も送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から出席に含めないこととします。
- 3 精華町入札監視委員会を円滑に進行させるため、Web 会議システムの利用は、周囲の騒音をできる限り軽減できるよう、静寂な個室その他これに類する施設で行っていただくこととします。

－精華町入札監視委員会設置条例（抜粋）－

第 5 条

- 2 監視委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 監視委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。